

工事内容確認チェックシート（竣工）（耐久性・可変性）（第一面）

〔現場検査申請書付表1ー4〕

一戸建て等（一般用）

フラット35S

各工法共通

工事内容確認チェックシート（竣工）（耐久性・可変性）

〔第一面〕

私は、竣工現場検査の申請にあたり、以下の基準について適合していることを確認しました。

基準の概要	該当工法				確認項目	確認内容	現場確認欄	備考
	在来木造	2×4	S造	R C造				
評価方法基準の第5の3ー1に定める劣化対策等級の等級3に適合していること	○	○	-	○	外壁の軸組・枠組等（※1）	■ 外壁仕上げと軸組等との間に有効な通気層が設置されていること □ 真壁構造で、軒の出が90cm以上あること	■	
					通気構造又は真壁構造（軒の出90cm以上）による場合	■ 防腐・防蟻処理範囲が地盤面から1m以上であること ■ 軸組等に、防腐・防蟻に有効な薬剤、接着剤が使用されていること □ 柱の小径が13.5cm以上あること □ 柱の小径が12cm以上かつ材の耐久性区分D ₁ の樹種に区分される製材等であること □ ひのき等 ^{〔※2〕} に区分される樹種が使用されていること		
					通気構造等以外の場合	□ K3相当以上の防腐・防蟻処理がされていること □ ひのき等 ^{〔※2〕} に区分される樹種が使用されていること ■ K3相当以上の防腐・防蟻処理がされていること（北海道・青森県はK2相当以上）		
					土台の防腐・防蟻	■ 土台と外壁の取合部の水切り		
					土台の設計、外壁に基礎と接する直交集成板（CLT）を用いる場合	次の全てに適合すること（適合の場合、土台の基準に適合していることを要しない） □ 基礎と接する直交集成板が、外壁の構造等（地面からの高さ1m以内）及び土台の基準に掲げるものと同等の劣化の軽減に有効な措置 □ 基礎と接する直交集成板の外壁側面下端の水切りが設置されていること □ 当該直交集成板と基礎との間に防水上有効な措置 □ 室内から床下への漏気による水蒸気の供給を遮断するための措置		
					地盤の防蟻（一部の地域（※3）を除く）	■ 鉄筋コンクリート造のべた基礎であること □ コンクリートが基礎内周部等に打設されていること □ 有効な土壌処理がされていること（所定の基礎断熱工法の場合を除く）		
					浴室・脱衣室の防水措置	■ 浴室ユニットであること □ 外壁の軸組等と同様の措置がされていること □ 防水上有効な仕上げがされていること □ 腰壁・腰高布基礎が所定のとおり措置がされていること □ 外壁の軸組等と同様の措置がされていること ■ 防水上有効な仕上げがされていること		
					基礎の高さ	■ 地面から基礎上端まで又は地面から土台下端までの高さは、40cm以上あること		
					床下換気	□ 4m以内毎に有効面積300cm ² 以上の換気口が確保されていること ■ 1m毎に有効面積75cm ² 以上の換気口が確保されていること □ 所定の基礎断熱工法であること		
					防湿措置	■ 厚さ60mm以上のコンクリートが打設されていること □ 厚さ0.1mm以上の防湿フィルムで覆われていること		
					屋根断熱以外の場合	■ 独立した小屋裏ごと2カ所以上の換気口が設置されていること ■ 換気口の有効面積の天井面積に対する割合は所定の割合以上であること		
					屋根断熱	□ 屋根断熱等により小屋裏が室内と同等の温熱環境であること		

該当工法に○印がある項目全てについて、「現場確認欄」にチェックが入っている必要があります。また、該当工法に○印がある項目であっても、設計内容や建設地によって申請する住宅において該当しない項目については空欄とします。

等級2と異なり、K3以上の防腐・防蟻措置を行わない場合は、通気構造とした上で樹種・小径等の組み合わせが必要となることに注意。

一つの枠の中に二つ以上の口がある場合は、該当する仕様を一つ以上選択し、チェックします。

基礎の立上りを基礎断熱工法とする場合は、床下換気口を不要とすることができます。

2026年10月

⚠ 機構承認住宅（設計登録タイプ）の場合、本書式の提出は不要です。

令和8年10月1日

工事内容確認チェックシート（竣工）（耐久性・可変性）（第二面）

【現場検査申請書付表1～4】

一戸建て等（一般用）
フラット35S
各工法共通

工事内容確認チェックシート（竣工）（耐久性・可変性）
【第二面】

基準の概要	該当工法 在来木造 2×4 S造 C造	丸太組	確認項目	確認内容	現場確認欄
評価方法基準の第5の3-1に定める劣化対策等級の等級3に適合していること	○	○	構造躯体（最下階の柱脚部）	鋼材の厚さにより所定の防錆措置がされていること	□
			防錆措置（一般部）	鋼材の厚さにより所定の防錆措置がされていること	□
			構造躯体（その他の構造躯体）	鋼材の厚さにより所定の防錆措置がされていること	□
			セメントの種類	使用するセメントは、基準に適合する品質等であること	□
			コンクリートの水セメント比等	鉄筋のかぶり厚さは、水セメント比ごとに定められた所定寸法以上であること	□
			スランブ	コンクリート強度ごとに定められた所定のスランブ値以下であること	□
				コンクリートの単位水量	185kg/m ³ 以下であること
			空気量	指定地域 ^(※4) 以外の地域にあっては、コンクリート中の空気量が4%～6%であること	□
			施工計画	①密実充填するための打ち込み及び締め固めの方法、②打継部の処理方法、③養生方法が指定されていること	□
			注1	○	○
地中埋設管	地中埋設管上のコンクリート打設がないこと 埋設地域 ^(※5)	■			
排水管の性状等・清掃措置	排水管の内面が平滑、かつ清掃に支障を及ぼすたわみ、抜けその他変形が生じないよう設置されていること	■			
排水管の掃除口設置位置・連続建て・重ね建て	共用立管は、最上階又は屋上、最上階及び中間階（3階以内おき又は15m以内）に掃除口が設けられていること 横主管は、15m以内ごとくであって、管の掃除に管の清掃に支障が生じやすい部分がある場合にあっては、支障なく清掃が行える位置に掃除口が設けられていること	□			
配管の主要接続部等の点検措置	主要接合部等又は排水管の掃除口が仕上げ材等により隠蔽されている場合には、主要接合部等を点検又は清掃を行うために必要な開口が設けられていること	□			
住戸専用部の更新対策	躯体天井高が2.5m以上であること 壁又は柱で間取りの変更の障害となりうるものが少ないこと	□ □			

注1) 評価方法基準の第5の4-1に定める維持管理対策等級（専用配管）の等級2又は3に適合していること。連続建て、重ね建てにあっては、評価方法基準の第5の4-2に定める維持管理対策等級（共用配管）の等級2又は3に適合すること及び、評価方法基準の第5の4-4(3)に掲げる躯体天井高が2.5m以上であり、かつ評価方法基準の第5の4-4(3)に掲げる住戸専用部の構造躯体の壁又は柱で間取りの変更

注2) 申請者、工事監理者又は工事施工者は、太枠で

(各工法共通)
維持管理に関する基準の項目についても忘れずに確認し、チェックします。

2026年10月

当該工法に○印がある項目全てについて、「現場確認欄」にチェックが入っている必要があります。また、該当工法に○印がある項目であっても、設計内容や建設地によって申請する住宅において該当しない項目については空欄とします。

確認する柱は、住戸の外壁及び界壁等の住戸の境界部にあるもの以外について設計図書との確認を行います。

機構承認住宅（設計登録タイプ）の場合、本書式の提出は不要です。